

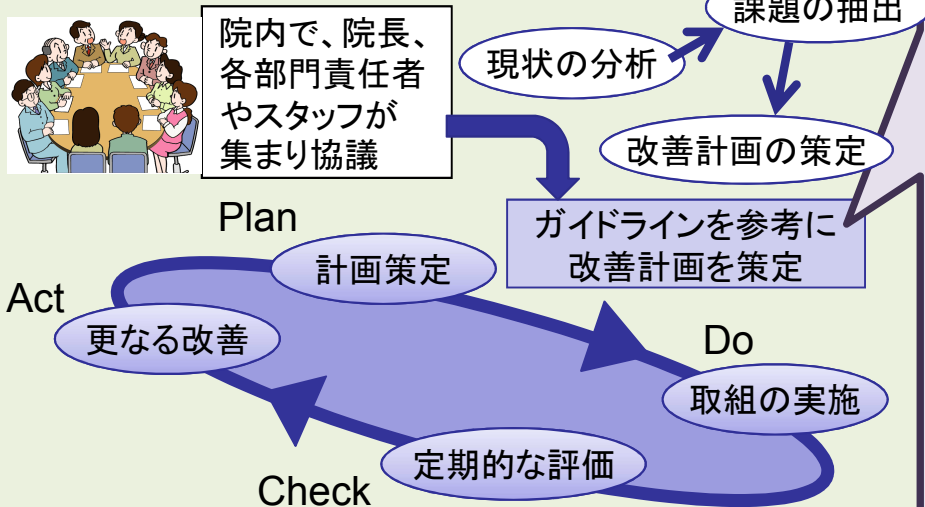
出典：厚生労働省HP
「医療従事者の勤務環境の改善について」

医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法（平成26年10月1日施行）に基づき、

- ▶ 医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み（勤務環境改善マネジメントシステム）を創設。医療機関の自主的な取組を支援するガイドラインを国で策定。
- ▶ 医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う体制（医療勤務環境改善支援センター）を各都道府県で整備。センターの運営には「地域医療介護総合確保基金」を活用。
- ▶ 医療従事者の勤務環境改善に向けた各医療機関の取組（現状分析、改善計画の策定等）を促進。

勤務環境改善に取り組む医療機関

勤務環境改善マネジメントシステム



- ▶ 医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針（厚労省告示）
- ▶ 勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き（厚労省研究班）

「医療従事者の働き方・休み方の改善」の取組例

- ✓ 多職種の役割分担・連携、チーム医療の推進
- ✓ 医師事務作業補助者や看護補助者の配置
- ✓ 勤務シフトの工夫、休暇取得の促進 など

「働きやすさ確保のための環境整備」の取組例

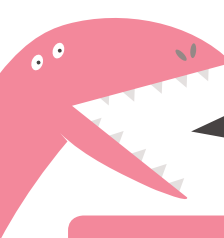
- ✓ 院内保育所・休憩スペース等の整備
- ✓ 短時間正職員制度の導入
- ✓ 子育て中・介護中の者に対する残業の免除
- ✓ 暴力・ハラスメントへの組織的対応
- ✓ 医療スタッフのキャリア形成の支援 など

マネジメントシステムの普及（研修会等）・導入支援、勤務環境改善に関する相談対応、情報提供等



都道府県 医療勤務環境改善支援センター

- ▶ 医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士等）と 医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント等）が連携して医療機関を支援
- ▶ センターの運営協議会等を通じ、地域の関係機関・団体（都道府県、都道府県労働局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会等）が連携して医療機関を支援



Do It!

やれることは
いろいろ
あるだね。

まだまだ
でてくるかも
しれないね。

出典：(公社)日本看護協会
「看護職のワーク・ライフ・
バランス推進ガイドブック」

ワーク・ライフ・バランス支援策とその基盤

WLB支援策

多様な勤務形態

●働く時間の長さが選べる

◇短時間正職員

フルタイムよりも所定労働時間が短い勤務
一日の所定労働時間が短い(例:1日5時間、週5日勤務等)
一週間の所定労働日数が少ない(例:1日8時間、週4日勤務等)

◇変形労働時間

一定期間を通じて法定の労働時間を超えない範囲で、特定の
日または週に法定労働時間を超えて働く制度
(例:1日10時間、週4日勤務等)

◇ワークシェアリング

複数の人がひとり分の勤務時間をわけあって働くこと

●働く時間帯・曜日が選べる

◇複数の勤務時間帯から希望のものを選ぶ

◇時差出勤

◇フレックスタイム

1か月以内の一定期間における総労働時間をあらかじめ定
め、その枠内で各日の始業・終業の時刻を労働者が自主的に
決定して働く制度

●交代制の働き方が選べる

◇同一の病棟内で2交代、3交代の選択

◇夜勤をする時間帯の選択

◇夜勤の回数の選択

◇日勤のみ勤務、夜勤のみ勤務、交代制勤 務などの選択

●働く場所が選べる

◇勤務地限定制度

●業務にパリエーションがある

◇裁量労働制

実際の勤務時間に関係なく、あらかじめ
決めた時間を働いたとみなすこと

◇病院に勤務しながら学校などで講義や 技術演習を担当する

◇病院に勤務しながら専門看護師として地 域など、対外的な活動を行う

●常勤と非常勤、勤務形態が選べる

◇雇用形態や勤務形態の変更が容易

各種の「使える」休暇制度がある

◇ボランティア休暇

◇スクールイベント休暇

◇就学や留学などのための休職制度

◇法定以上の育児・介護休業制度、看護休暇

◇男性のための配偶者出産特別休暇

◇子どもの学校休業期間の休暇・時間休

◇休暇積立制度(時効となる有給休暇をためて 特定の目的に限り利用できる)

復職支援制度がある

◇e-ラーニング

◇個別対応研修

◇復職研修

◇短時間勤務の研修生として雇用

パート職員・非常勤職員の待遇

◇パート職員から短時間正職員化への移行促進

◇同一価値労働・同一賃金の原則の適用

◇福利厚生、教育制度の整備

経済的支援

◇保育費、ベビーシッター費、介護サービスの利用料の補助

◇育児・介護休業中、就学による休業中の給与の一部支給等

◇就学・進学による学費補填

子育て支援

◇院内保育所・病児保育・夜間保育

◇学童保育 ◇院内保育所から幼稚園への送迎

◇親に代わり病児の迎え

◇勤務時間以外の「リフレッシュ保育」「夜勤明け保育」

相談支援

◇WLB相談窓口の設置 ◇WLB支援制度の説明会

基盤＝人的資源管理

労働安全衛生

◇メンタルヘルス対策 ◇腰痛・感染対策

◇健康診断・健康教育

●健康維持・増進

◇人間ドック費用負担 ◇カウンセラーの配置

◇インフルエンザの予防接種補助 ◇定期健康診断(法定外)

◇外部相談機関の利用勧奨

労働時間管理

◇時間外労働の把握・削減

◇業務整理・チーム医療の推進

◇年次有給休暇の把握、取得促進、計画的付与

◇時間単位の有給休暇

年間5日分を限度に時間単位で取得(付与)することができる制度

◇リフレッシュ休暇 ◇アニバーサリー休暇

夜勤・交代制勤務の改善

◇夜勤のリスクを低減する取り組み

(仮眠の確保、勤務間隔の確保、夜勤時間短縮など)

◇適当な睡眠又は仮眠の場所の設置、男女別の 仮眠室の設置

医療安全・リスクマネジメント

◇医療事故対策 ◇暴力、ハラスメント対策

人事制度

◇評価制度の整備 ◇目標管理の導入 ◇給与制度の整備

◇働き方に応じた処遇(賃金、昇進、昇格など)がある

福利厚生

●慶弔見舞金

●財形貯蓄制度

●住居関連

◇住宅、持家援助

◇宿舍(独身用、世帯用)

◇借り上げ住宅

●ライフサポート関連

◇職員食堂

◇院内コンビニエンスストア

◇購買

◇通勤バス・駐車場

◇育児、介護関連支援

◇美容院

◇マッサージ

◇家事代行サービス (クリーニングなど)

●文化・体育・娯楽関連

◇図書室、図書館

◇保養施設

◇運動設備(体育館、プール、テ ニスコート、フィットネスルーム)

◇レクリエーション

◇クラブ・サークル活動への支援

●福利厚生代行サービス費

◇カフェテリアプラン

利用者が必要なサービスを選べ
る、選択メニュー方式

●職員の交流

◇新年会・クリスマス会

◇職員旅行

それぞれの生活を尊重した

お互い様意識のある環境・風土

医療機関における医師の労働時間の短縮に向けて(医療機関内の取組)

- 2019年4月に働き方改革関連法が施行されるが、医師についても適用が猶予されている時間外労働上限規制の5年後の適用に向け、医療現場において医師の労働時間の短縮策を進める必要がある。
- 具体的には、2018年2月にとりまとめた「緊急的な取組」について、さらに推進する必要がある。

出典:第17回 医師の働き方に関する検討会 資料

~ 2019年3月

医師について時間外労働上限時間を含めたとりまとめ

【「緊急的な取組」のさらなる推進】

- ・ 医師の労働時間管理の適正化に向けた取組
- ・ 36協定等の自己点検
- ・ 既存の産業保健の仕組みの活用
- ・ タスク・シフティングの推進
- ・ 女性医師等に対する支援
- ・ 医療機関の状況に応じた医師の労働時間短縮に向けた取組

- ・ 医師の意識改革

上記の他

医療機関の機能分化・連携、
医師偏在対策、医師養成、
上手な医療のかかり方の
周知等

2024年4月に向けて

各医療機関において「医師勤務時間短縮計画」を策定するよう、各都道府県(医療勤務環境改善支援センター)を通じて促す

平成31年度から、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品・ソフトウェアについては、税法上の特別償却制度が適用される

平成31年度予算案において新規に計上している各種事業により、各医療機関の取組をバックアップ

- ・ タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業
 好事例の増加その横展開
- ・ 医療機関の勤務環境マネジメント向上支援事業
 全国の病院長の勤務環境改善に係る意識改革
- ・ 医療従事者の働き方改革支援資金
 (独)福祉医療機構による融資拡充

医療勤務環境改善支援センターが都道府県労働局や日本医師会等関係機関と連携した、働き方改革関連法の説明会の実施

都道府県宛て厚生労働省医政局医療経営支援課長通知発出(平成30年11月21日付)

医療勤務環境改善支援センターの機能強化

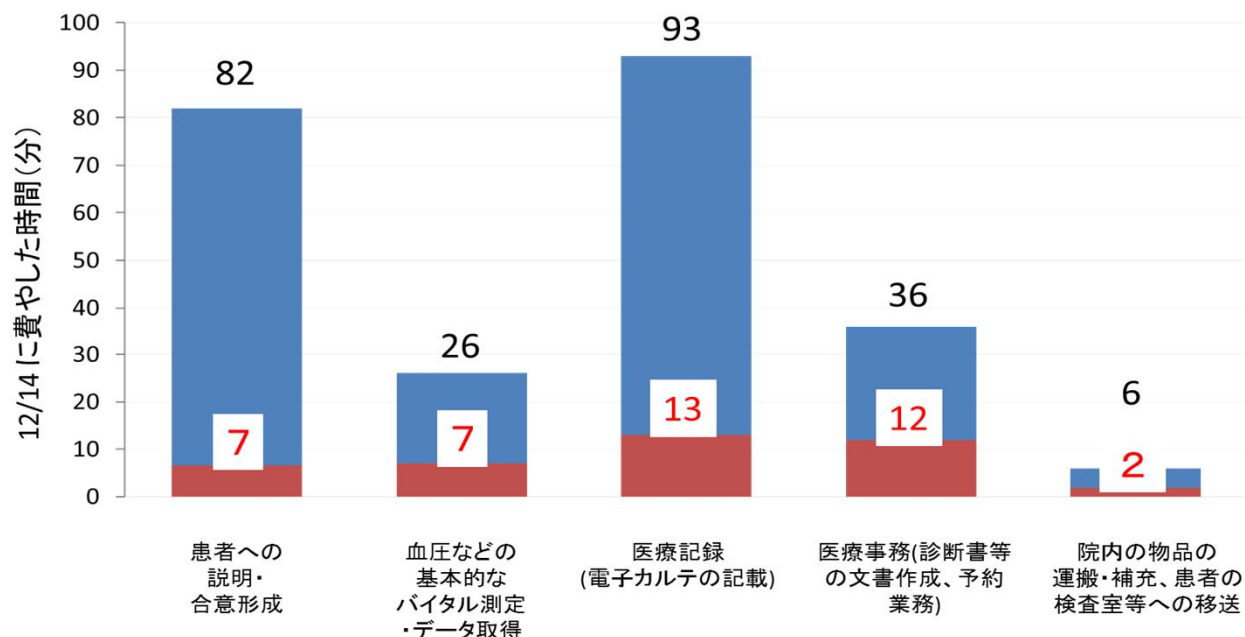
- ・ 外部有識者による医療勤務環境改善支援センターのアドバイザー等職員に対する助言派遣事業実施
- ・ 医療勤務環境改善支援センター職員も交え有識者による医療機関支援モデル事業実施
- ・ 勤務環境改善の推進による病院経営への影響に関する調査・研究事業により、経営改善にもつながることを周知するための好事例を提供
- ・ 医療勤務環境改善支援センターのアドバイザー等職員向け教材作成により好事例紹介
- ・ 都道府県の担当課長や担当者を一堂に会した会議や研修会実施

医療機関向け勤務環境改善支援のための「いきいき働く医療機関サポートWeb(いきサポ)」掲載の好事例更新及び各医療機関が自院の取り組む勤務環境改善の状況を全国比較するための自己診断機能を追加

医療従事者一般が実施可能な業務に係るタスクシフト

- 医師の労働時間短縮に向けては、医師でなくとも行える業務を他職種に移管していくことが重要であり、これまでの調査においては、他の医療従事者一般が実施可能な業務について、平均1日約40分程度が他職種へ移管できるとされている。本年2月にとりまとめた「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」においても、以下のような業務について、原則として医師以外の者が実施するよう求めているところ。
- こうした業務は、医師の勤務時間のうちおよそ7%に相当することから、すべて医療クラーク、看護師等の職種へのタスクシフトを行うと、週100時間勤務の場合、**週7時間程度**の時間がこれに相当する。
 暫定特例水準が適用される医療機関では、前提として、こうした業務のタスクシフトによる医師の労働時間短縮が図られていることを想定。

1. 他職種(看護師や事務職員等のコメディカル職種)との分担 (他職種に分担できる時間(分) / 12月14日の1日に費やした時間(分))



2. 「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」における「4 タスク・シフティング(業務の移管)の推進」(抜粋)

各医療機関においては、医師の業務負担軽減のため、他職種へのタスク・シフティング(業務の移管)を推進する。

- 初療時の予診
- 検査手順の説明や入院の説明
- 薬の説明や服薬の指導
- 静脈採血
- 静脈注射
- 静脈ラインの確保
- 尿道カテーテルの留置(患者の性別を問わない)
- 診断書等の代行入力
- 患者の移動

等については、平成19年通知()等の趣旨を踏まえ、医療安全に留意しつつ、原則医師以外の職種により分担して実施することで、医師の負担を軽減する。(後略)

出典：医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査(平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班)

() 「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」(平成19年12月28日医政発第1228001号厚生労働省医政局長通知)